

委 託 契 約 書 (案)

1. 委託業務の名称 会津大学先端 ICT ラボネットワーク機器保守業務
2. 委託料 金 円也
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円也)
3. 委託期間 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日
4. 契約保証金

上記委託業務について、委託者 公立大学法人会津大学 を甲とし、受託者〇〇〇〇を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第 1 条 乙は、この契約に定めるもののほか、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を遂行する。
- 2 仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、甲より要請があった場合、第 5 条（委託業務外の業務）に該当するときを除き、障害の発生した委託業務の対象製品（以下「障害品」という）と同一又は同等の製品と交換（パーツ単位での交換を含む）を行う等して、委託業務を実施する。
- 4 委託業務の実施にあたり取り外された障害品の所有権は乙に移転する。また、本保守の実施に必要なためやむを得ず滅失又は毀損した製品についても同様とする。但し、これらの製品に第 19 条に規定する甲の秘密情報が含まれる場合は、乙は、これら製品につき同条の規定内容に従った秘密保持義務を負う。
- 5 乙は、障害品との交換を実施した後（センドバック保守の場合は交換品を発送した後）、乙が定める期間を経過しても障害品が返却されない場合は、交換品の購入代金相当額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第 2 条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継してはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

3 甲は乙に対して、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(着手届)

第4条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し遅滞なく着手届を提出しなければならない。

(委託業務外の業務)

第5条 次の各号の業務は、本契約に基づく委託業務の対象外とし、その都度、実施期間、料金、その他必要事項につき、甲乙協議により決定した後、実施する。

(1) 委託業務の対象製品(以下「対象製品」という)の不良状態が以下に起因する場合

イ 甲の故意、過失

ロ 製品取扱いに関する説明書に基づかない対象製品の使用又は取扱い

ハ 設置条件、使用電源条件等、対象製品の仕様又は条件に反した使用

ニ 風水害、地震、落雷等の天災地変又はこれに準ずる災害や事故等、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由によるもの

ホ ソフトウェア・ウィルス、セキュリティホール等に起因する不良

ヘ 乙又は第3条に定める乙の委託先以外の者による修理若しくは改造又は乙が指定する方法以外の方法による対象製品の移動に伴う不良

(2) 甲の要請による対象製品の移設、増設、撤去等に伴う技術員の派遣

(3) 甲の要請による対象製品の仕様変更

(4) 将来の障害発生を予防するために行われるオンサイトでの以下の交換作業(障害の修復作業に付随してなされる場合を除く)

イ メーカー起因によるハードウェアの脆弱性に対する改良品等の交換作業

ロ メーカー起因によるソフトウェアのバグ又は脆弱性に対する修正ファイル等の交換作業

(甲の協力)

第6条 甲は、乙が委託業務を行うために必要な技術資料及び技術援助を必要に応じて乙に提供する。

- 2 甲は、乙又は乙の委託先の保守担当技術者が対象製品を点検し、委託業務を実施するため、対象製品設置場所に立ち入ることを認める。なお、乙又は乙の委託先が対象製品の設置場所に立ち入ることに伴う手続きは、甲にて実施する。
- 3 乙が委託業務の実施にあたり必要とする電力、電話及びプリンター用紙等の消耗品、さらに関連機器の運転、操作等の費用は、甲の負担とする。
- 4 甲は、対象製品の製造業者又は乙が指定する設置条件を含めた、使用場所の環境を対象製品の内容を勘案して適切な状態に維持すると共に、対象製品の内容に応じた適切な使用方法に従って対象製品を使用しなければならない。

(対象製品の移設)

第7条 甲は、対象製品を移設しようとする場合は、事前に乙に書面にて通知しなければならない。なお、乙は、かかる通知がなく、仕様書等で定めたとおりに委託業務を実施できない場合でも、一切責任を負わない。

(データのバックアップ)

第8条 甲は、乙による委託業務の実施にあたり、対象製品に保存等されている諸データの保全を図るため、自己の責任において対象製品以外の他の媒体に諸データのバックアップをとる等の措置を講じなければならない。なお、乙は、委託業務の実施により諸データが消去等した場合でも、一切責任を負わない。

(保守対象製品のサポート中止等)

第9条 製造業者等が対象製品のサポートを中止等したことにより、委託業務の提供が困難となった場合、乙は、当該対象製品に関して本契約を一部解約することができる。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、委託業務の内容、委託料等の見直しを行った上で、当該対象製品に関する委託業務を提供することができる。

(委託業務に関する乙の責任)

第10条 委託業務に関する乙の責任は、本契約の委託期間中、対象製品が良好な稼働状態を維持できるようにするため、委託業務を繰り返し実施することに限られるものとする。

(責任者)

第11条 甲及び乙は、委託業務の責任者（以下「責任者」という。）を定め、契約後遅滞なくその氏名及びその他の必要な事項を書面で相手方に通知しなければならない。

また、責任者を変更したときも、変更後遅滞なく通知することとする。

(委託業務の内容の変更)

第 12 条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し又は一時中止させることができる。

この場合において、委託料の金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(不可抗力等)

第 13 条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、委託業務の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能が明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、報告する。なお、これらの履行遅滞や履行不能については、乙は責任を負わない。

(損害負担)

第 14 条 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施に関して発生した甲の通常かつ直接的な損害（逸失利益及び乙が予見し得たか否かにかかわらず、特別の事情から生じた損害を除く。）に対して、頭書の委託料を上限として、乙が責任を負う。

ただし、その損害が甲の責めに帰する事由により生じた場合においては、甲が負担するものとし、その金額は甲乙協議して定める。

(委託料の支払い)

第 15 条 乙は、委託業務が完了したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、第 1 項の規定による支払の請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月の 25 日までに第 2 項の規定に定める委託料を乙に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する委託料の支払いが遅れたとき、乙は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ年 2.8% の割合で計算して得た額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第 16 条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙において履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないとき、甲が認めるとき。

- (2) 乙において着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 乙において第2条および第3条の規定に違反したとき。
- (4) 甲又は乙の代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) この契約に違反し、相当な期間を定めて是正を求めたにもかかわらず当該期間内にこれが是正されないとき。
- (6) 甲又は乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 乙において再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、甲に対し委託料の額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。
- 3 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約を中途解約することができる。この場合、甲は、乙に対して、既に乙に支払った委託料について返還を請求することはできず、また、未払いの委託料について支払義務を免れることはできない。ただし、乙の責めに帰すべき事由による中途解約の場合はこの限りではない。
- 4 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるときは、甲と協議の上、この契約を解除することができる。

5 前項の場合、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 号で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 18 条 この契約に基づく遅延利息又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第 19 条 甲及び乙は、この契約の履行にあたり知り得た相手方の有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「本件秘密情

報」という)を相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、委託業務の遂行に必要かつ最小限の乙の従業員(第3条により乙が再委託する第三者を含む)以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、かつこの契約の履行以外の如何なる目的にも使用してはならない。

- (1) 秘密である旨の表示を明示したうえで図面、技術資料等文書又は電子媒体により開示されるもの
 - (2) 事前に口頭で秘密である旨明示された後開示され、かつ開示後30日以内に書面にて秘密である旨指定されたもの
 - (3) 委託業務の遂行に際して知得した相手方の情報のうち、秘密性を有していると合理的に判断されるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは本件秘密情報に含まれない。
- (1) 開示又は知得した(以下「開示等」という)時点で既に公知のもの、又は開示等の後、開示等を受けた当事者の責によらず公知となったもの
 - (2) 開示等の時点で既に開示等を受けた当事者が、保有しているもの
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (4) 開示等を受けた当事者が、開示等に係る情報によらず、独自に開発した情報
 - (5) 相手方が、秘密保持義務を負わせることなく、第三者に開示した情報
- 3 前2項の定めにかかわらず、開示等を受けた当事者は、官公庁又は法令の定めにより本件秘密情報の開示を要求された場合、相手方にその旨を通知した後、開示を要求する者に対して秘密情報である旨を明示したうえ、必要かつ最小限の範囲において本件秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく秘密保持義務は、各々の本件秘密情報の受領後3年間有効に存続する。

(業務の調査等)

第20条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約に定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して、これを定める。

(紛争の解決方法)

第 23 条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 9 0
公立大学法人会津大学 理事長 岡 隆 一

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個

個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告）

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法

違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

- 3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

（調査等）

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

- 2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（損害賠償）

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。